

県勢の状況

- ・大阪のベッドタウンとして、昭和50年代後半まで社会増が高い水準で推移し、人口が大幅に増加
- ・今後、全国よりも急速に高齢化が進行する見込み
- ・県外就業率は、約30%で全国一高い。
- ・県外消費率は、約16%で全国最上位

県税の状況

- ・歳入の約4割を地方交付税に依存し、県税収入は、3割未満
- ・個人県民税は、税収の4割強を占めるが、近年は低下傾向（一人当たり税収は、全国第8位）
- ・法人2税は、税収の2割未満で、自動車税よりも少ない。（一人当たり税収は、全国最下位）
- ・一世帯当たり消費支出は全国3位であるにもかかわらず、清算後の一人当たり地方消費税額は全国最下位

今回、御審議賜りたく考えております。

本県税制度のあり方を検討

税源の偏在（格差）是正

- 1 地方法人課税関係
地方法人特別税・譲与税制度
- 2 地方消費税関係
清算基準（現行分、税率引上げ分）

本県の自主的な税制

- 1 課税自主権の活用
(1) 産業廃棄物税（法定外税）
※25年度中に検討
(2) 森林環境税（法定外税、超過課税方式）
(3) 法人県民税法人税割税率の特例 等
- 2 減免・課税免除制度の見直し
自動車税・自動車取得税の身体障害者等に係る減免
法人県民税均等割の課税免除 等

前回調査会での御意見

地方税原則

税源の偏在（格差）是正

- 検討案① 地方消費税の清算基準の見直し（地方共同税）（試算）
- 検討案② 消費税と地方法人特別税の税源交換（試算）
- 検討案③ 地方法人課税の外形課税化

奈良県の主張

- ① 社会保障に要する費用と地方消費税の関係が明確になる高齢者人口等を清算基準とするなど、地方消費税の清算基準を見直すこと。
- ② 地域間の偏在性の小さい地方税体系を構築するための抜本的な見直しが行われるまでは、地方法人特別税制度を維持すること。
- ③ 将来、消費税（地方消費税）の税率が引き上げる際、地方消費税と地方法人関係税を税源交換すべきであること。

平成25年6月13日(木)
午後3時30分～奈良県庁5階

第2回奈良県税制調査会資料



奈良県総務部税務課

目次

- 1 第1回奈良県税制調査会での主な御意見(抜粋)
- 2 地方税原則
- 3 全国知事会での議論
- 4 検討案① 地方消費税の清算基準(地方共同税)(県試算)
検討案② 消費税と地方法人課税の税源交換(県試算)
検討案③ 地方法人課税の外形課税化
- 5 今後のスケジュール

1 第1回奈良県税制調査会における主な御意見（抜粋）

前回の調査会における御意見（御発言及び資料）のうち、今回のテーマである「税源の偏在（格差）是正」に関する主なものは以下のとおり

【関西学院大学 上村委員】※国に対しての要望する検討事項に関して御意見

- ・税収の不安定性、偏在性の解消
 - 地方消費税の清算基準の検討
 - 社会保障と税一体改革と地方消費税引き上げ分のあり方
 - 法人所得課税への依存の解消
- ・経済圏と行政区域の不一致における税収配分のあり方
- ・国に対していかに戦略的に要望するか。
 - 他の都道府県と共同テーマの可能性検討、賛同を得る仕掛けについての検討すべき。
 - 社会保障国民会議の議論が終わる8/21までに、何らかの提言をまとめることができないか。

【一橋大学 佐藤委員】

- ・地方消費税が社会保障の目的税であるならば、社会保障のニーズに則した配分基準であるべき。基本的に最終消費地に対して配分するという考えでよい。
- ・奈良県はもともと法人二税に大きな依存はないので意識は薄いかも知れないが、法人二税から地方消費税の転換により税収の引き上げになるのではないか。

【京都大学 鈴木委員】

- ・現状は、地方税原則から逸脱した地方法人税によって、自治体間の財政力格差が生じている。
- ・地方税原則に合う地方税制を確立すること。
 - 国・地方間の法人税と消費税の税源交換。
- ・地方税の重要3原則（応益原則、課税ベースの移動性が小さいこと、限界的財政責任）に則って地方税を構築していくべき。
- ・地方税改革後にも残る財政力格差については、水平的財政調整を行う。

2 地方税の原則

○ 地方税原則

地方が「独自」に担うべき機能は地域に密着した公共財・サービス供給や規制といった「資源配分機能」である。これに合わせて地方税の機能を財源確保にあるとすれば、地方が税率決定を含む課税自主権を行使する上で「望ましい地方税」としては次のような条件が挙げられる。

1 税収の安定性

税収の変動が大きいと、公共サービスの安定的供給が損なわれかねない。あるいは財源を確保するため国からの補助金や借金への依存が高まることになる。

2 税源の均一性

税源の極端な偏在は地域間で財政力格差をもたらす、国による財政調整なしでは深刻な地域間での不公平をもたらす。税源の偏在は税源に恵まれない多くの地域にとって国からの財政移転を不可欠として、地方の自立を損ないかねない。

3 税源の固定性

移動性の高い地域と税率の低い地域に課税ベースが流出しかねないため、地域間で移動性の高い課税ベースは、地方が税率を引き上げるなど自身の財政状況に応じて独自の課税政策をとることを困難にする。

4 財政責任

住民自身が住民自治（地域住民が地元自治体に対する関与を深め、政治参加を促す）の権利を行使する誘因を持つには住民自身が最終的に地方の財政責任を負う必要がある。そのためには地域住民への応益課税が徹底されていなければならない。

税の公平としては、「応能原則」もあるが、所得再分配を国の役割とする限り、同原則は国税の中で追求すればよい。

『地方税改革の経済学（佐藤主光先生著）』を参考にさせていただきました。

○ 地方税の原則（重要なもの）

- 1 応益原則 : 受益と負担の一致。租税輸出は、避けられるべき。
- 2 課税ベースの移動性が小さい : さもなくば、租税競争によっていずれの自治体も十分な税収を上げられない。
- 3 限界的財政責任 : 限界的に歳出を増やす場合に、居住者がそれを負担する。居住者の負担がない場合には無駄な歳出が生じやすい。

鈴木委員の前回資料から抜粋させていただきました。

3 全国知事会での議論

○全国知事会(H24.7.20)提言(抜粋)

税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきであり、その際には、

- ① 消費税と地方法人関係税の税源交換
 - ② 「地方共同税」の創設
 - ③ 地方税の一部を地方共通財源と位置付け調整する仕組みの導入
- を含めた幅広い検討を行うべきである。

○全国知事会に設置された「地方税財政制度研究会」における偏在性是正案

- (1) 地方共同税(「税源交換と地方共同税の併用」を含む。)、地方共有税、地方共同機構
- (2) 税源交換
- (3) 地方法人課税の外形課税化等

是正案を検討

検討案① 地方消費税清算基準の見直し(地方共同税)

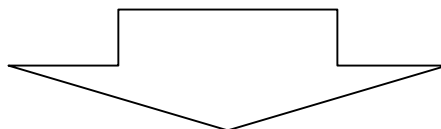
検討案② 消費税と地方法人関係税の税源交換

検討案③ 地方法人課税の外形課税化

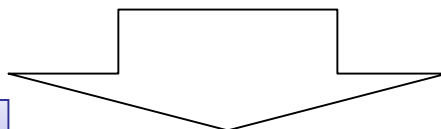
4 検討案① 地方消費税清算基準の見直し（地方共同税）

地方共同税

- ・地方法人特別税を法人事業税に還元した上で、法人事業税または法人住民税法人税割の相当額、または、今回引き上げられる地方消費税の一部を地方共同税化する。
- ・地方法人課税の一部を「全都道府県共通の課題のために課す税」と位置付け、客観的指標により配分する。



- ・地方共同税化によって特別税制度が果たしてきた税源偏在是正機能が是正される面もあるが、今回の地方消費税充実による税収と社会保障給付支出との不均衡の是正への対応が必要ではないか、という論点



地方消費税清算基準の検討

- ・現行の地方消費税の清算基準について、最終消費地と税の帰属地を一致させるよう見直す。
- ・引き上げ予定分については、社会保障財源化に見合った取扱いを実施する。

4 検討案① 地方消費税清算基準の見直し（地方共同税）

現行の地方消費税の清算基準について、最終消費地と税の帰属地を一致させるよう見直すとともに、引き上げ予定分については、社会保障財源化に見合った取扱いを実施する。

◎現行分の清算基準の見直し

現行

「小売年間販売額」や「サービス業対個人事業収入額」といった供給サイドの統計数値
+ 「人口」、「従業者数」

見直し案

- ・都道府県別の最終消費を正確に把握できる消費統計が必要
- ・統計が整備されるまでは、消費代替指標として、人口にウエイトを置いた清算基準に見直し

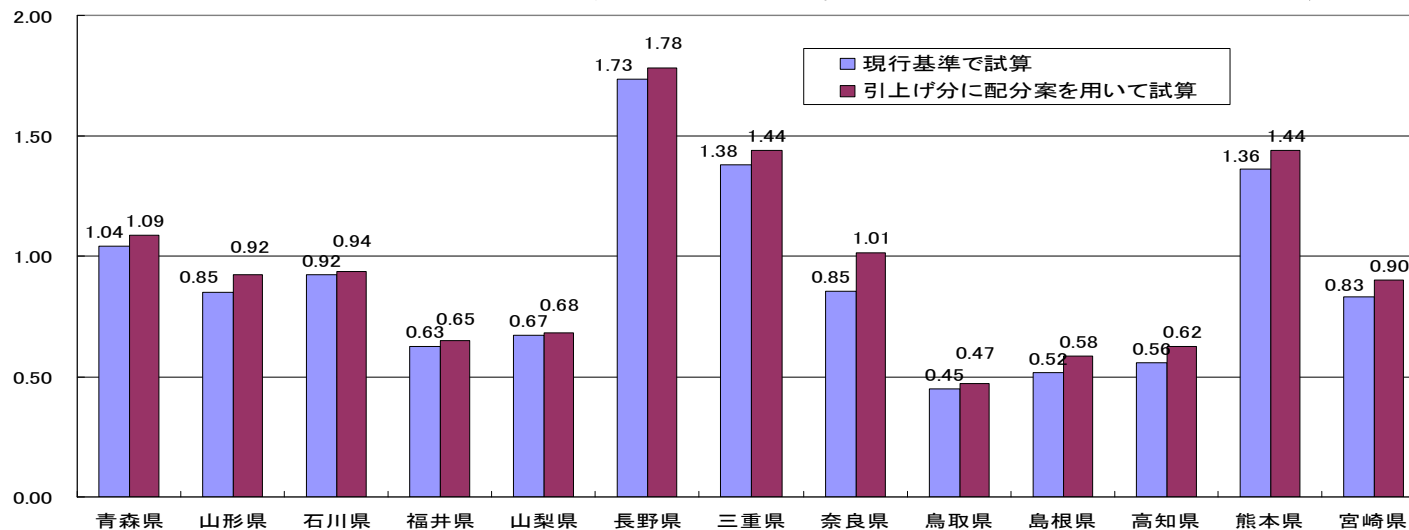
◎引上げ分の配分

配分案

現行分の地方消費税とは区分し、可能な限り地方の社会保障支出と税収を一致させるため、地方の社会保障支出と相関の高い高齢者人口や若年者人口に応じて配分

配分(案)	65歳以上人口	3/4
	18歳以下人口	1/4

<引上げ分に配分案を用いた場合の地方消費税のシェア比較(H27で試算)>



ネットワーク各県のシェアは、いずれも現行よりアップする。

逆に、東京都、大阪府などのシェアはダウンする。

東京都

現行 13.9 → 11.3

大阪府

現行 7.36 → 7.12

※ 試算に用いた数値は、「小売年間販売額」、「サービス業対個人事業収入額」、「従業者数」は、平成23年11月現在の数値。

「人口」は、国立社会保障・人口問題研究所の人口予測（H25.3公表）から算出。ただし、若年者人口は19歳以下で算出。

4 検討案① 地方消費税清算基準の見直し（地方共同税）

①現行制度と配分案を用いた地方消費税のシェア比較を以下の算式で試算

現行制度

現行分 5%	消費税 4% <u>地方消費税 1%</u>	$\frac{6}{8}$ 小売年間販売額＋サービス業対個人事業収入額 $\frac{1}{8}$ 人口 $\frac{1}{8}$ 従業者数
引き上げ分 5%	消費税 3.8% <u>地方消費税 1.2%</u>	

配分案で試算

現行分 5%	消費税 4% <u>地方消費税 1%</u>	$\frac{6}{8}$ 小売年間販売額＋サービス業対個人事業収入額 $\frac{1}{8}$ 人口 $\frac{1}{8}$ 従業者数
引き上げ分 5%	消費税 3.8% <u>地方消費税 1.2%</u>	

4 検討案① 地方消費税清算基準の見直し (経済センサスについて)

1 経済センサスの結果を清算に用いた場合の影響について

- ①経済センサスとは
全産業の売上高などを詳細に調査したもの。(供給側の統計調査であることに変わりはない。)
- ②清算額への影響
現時点での試算は速報値が無く、困難な状況。
なお、既存統計の数値等を検討すると、経済センサスを用いることにより、新たな業種が加わることにより奈良県のシェアが低くなるおそれがある。

2 清算基準の改正について、経済センサスがどのように活用されるべきか検討が必要

【参考】 (案1)

経済センサスの結果を基に地方消費税全額を清算する

課税ベース=経済センサス対象

(案2)

経済センサス対象外部分、経済センサス対象部分につき清算方法検討

検討A

経済センサス対象外部分(全体の1/10)について、人口、従業者数の使用を検討

(①人口按分②人口代替部分:従業者数代替部分=3:1に区分③人口:従業者数=1:1)

経済センサス対象(9/10)

経済センサス
対象外(1/10)

検討B

経済センサス対象業種の内、都道府県別数値が無い業種について、人口等の代替指標の使用を検討
(他データ無業種(情報通信業・運輸業)は人口按分、他データ有業種(電気・ガス・水道業)は①人口按分②他データ按分)

都道府県別数値有業種

都道府県別数値無業種	
有	無

検討C

小売業について、通販・ネット販売部分は人口按分、それ以外は昼夜間人口比率による補正を行う

小売業以外

小売業

通販・ネット以外

← 通販・ネット

(案3)

統計の見直しにかかわらず、統計でカバーする率と人口でカバーする率を1:1とする

経済センサス(1/2)

人口(1/2)

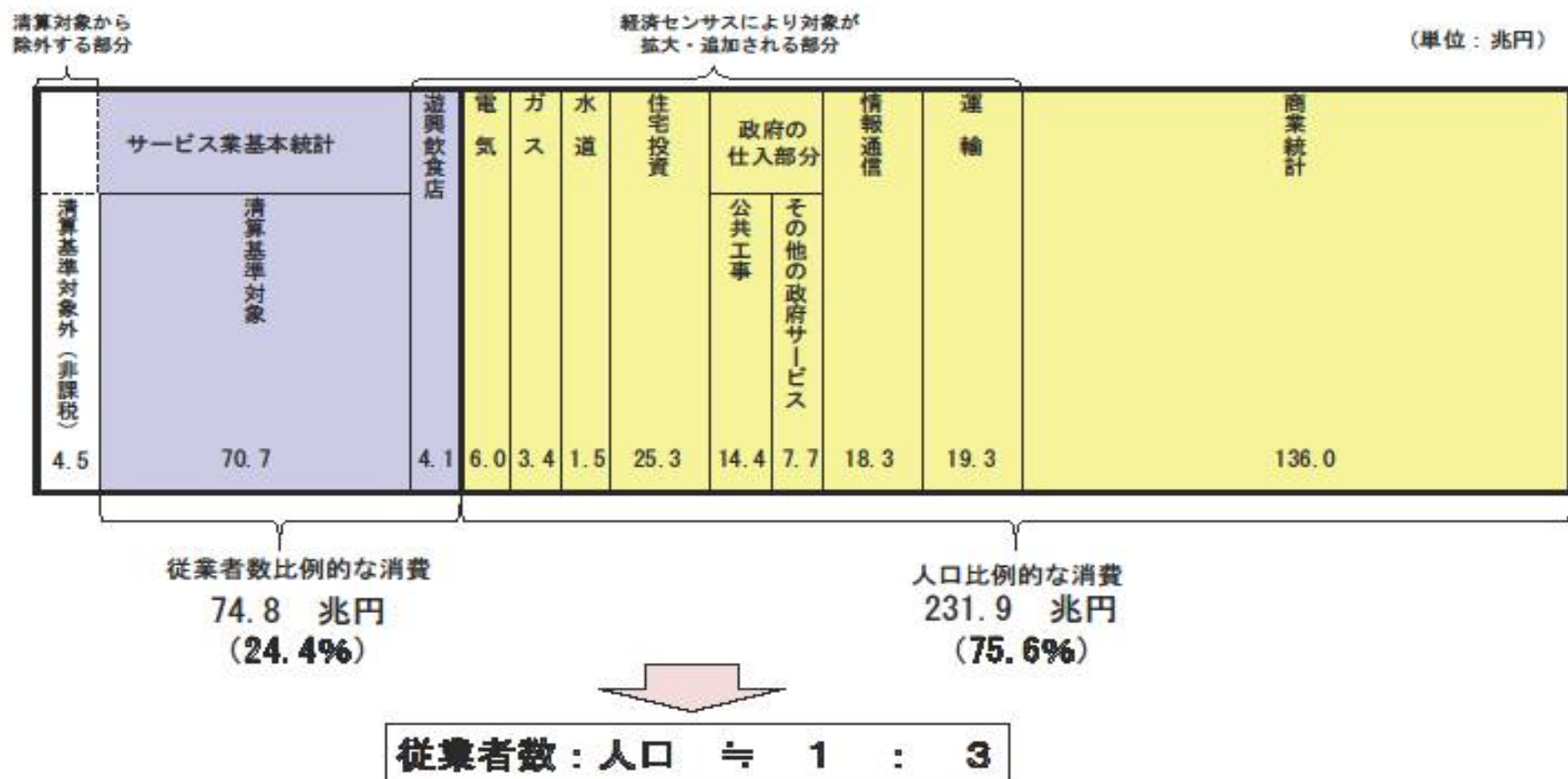
※(案1)、(案2):「地方消費税の充実に向けた諸問題に関する研究報告書(平成22年1月(財)地方自治情報センター)」、(案3):「地方消費税の清算基準に関する研究会報告書(平成20年4月(財)地方自治情報センター)より

4 検討案① 地方消費税清算基準の見直し (経済センサスについて)

① 統計対象部分の人口比例／従業者数比例割合の検証

〈消費に相当する額（統計対象となる部分） 計 306.7兆円〉

※消費に相当する額については、各業種に係る既存統計から算出。（既存統計の詳細は、分析資料 16P参照）



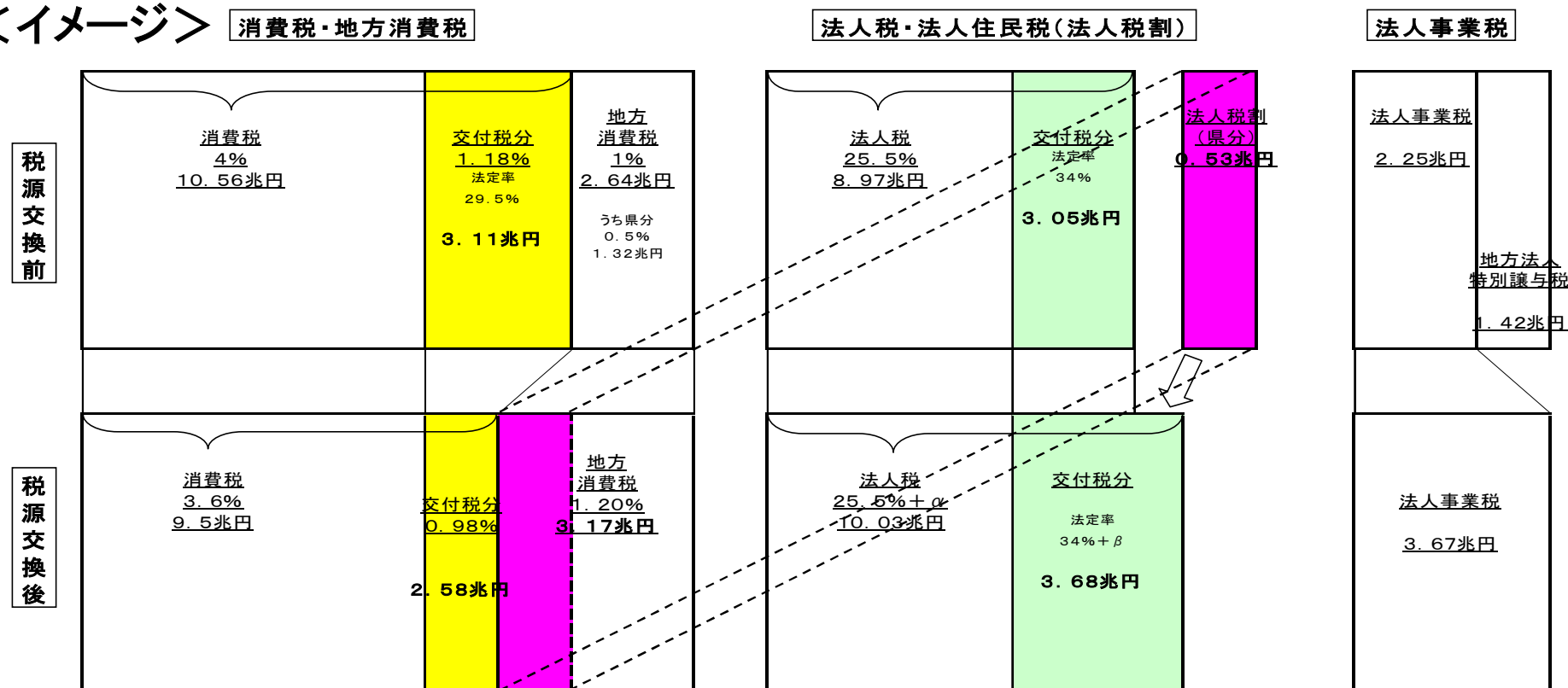
「地方消費税の充実にに向けた諸問題に関する研究報告書(平成22年1月(財)地方自治情報センター)」より

4 検討案② 消費税と地方法人関係税の税源交換

税源交換の考え方(全国知事会での検討案)

- ・地方法人特別税を法人事業税に復元
- ・法人課税(地方税)を国税化して地方交付税の原資とする。
- ・その代替に、国税を地方税化する。

<イメージ>



金額は、平成22年度決算

出典：H25.4.22全国知事会資料を基に奈良県が作成

4 検討案② 消費税と地方法人関係税の税源交換 奈良県試算

- 地方法人特別税を復元、住民税法人税割を原資として地方消費税と交換した場合、地方法人特別税制度(地方法人特別譲与税)との比較すると、①のパターンでは大幅減収、②のパターンも減収
- 東京都との格差は、①のパターンでは約4.5倍、②のパターンでは約4.1倍

地方法人特別税を復元、住民税法人税割を原資として地方消費税と交換

パターン	《原 資》	《地方消費税清算基準》
①	道府県民税法人税割	現行
②	道府県民税法人税割	高齢者人口(3/4)、若年者人口(1/4)に応じて配分

各パターンの比較

(単位:億円)

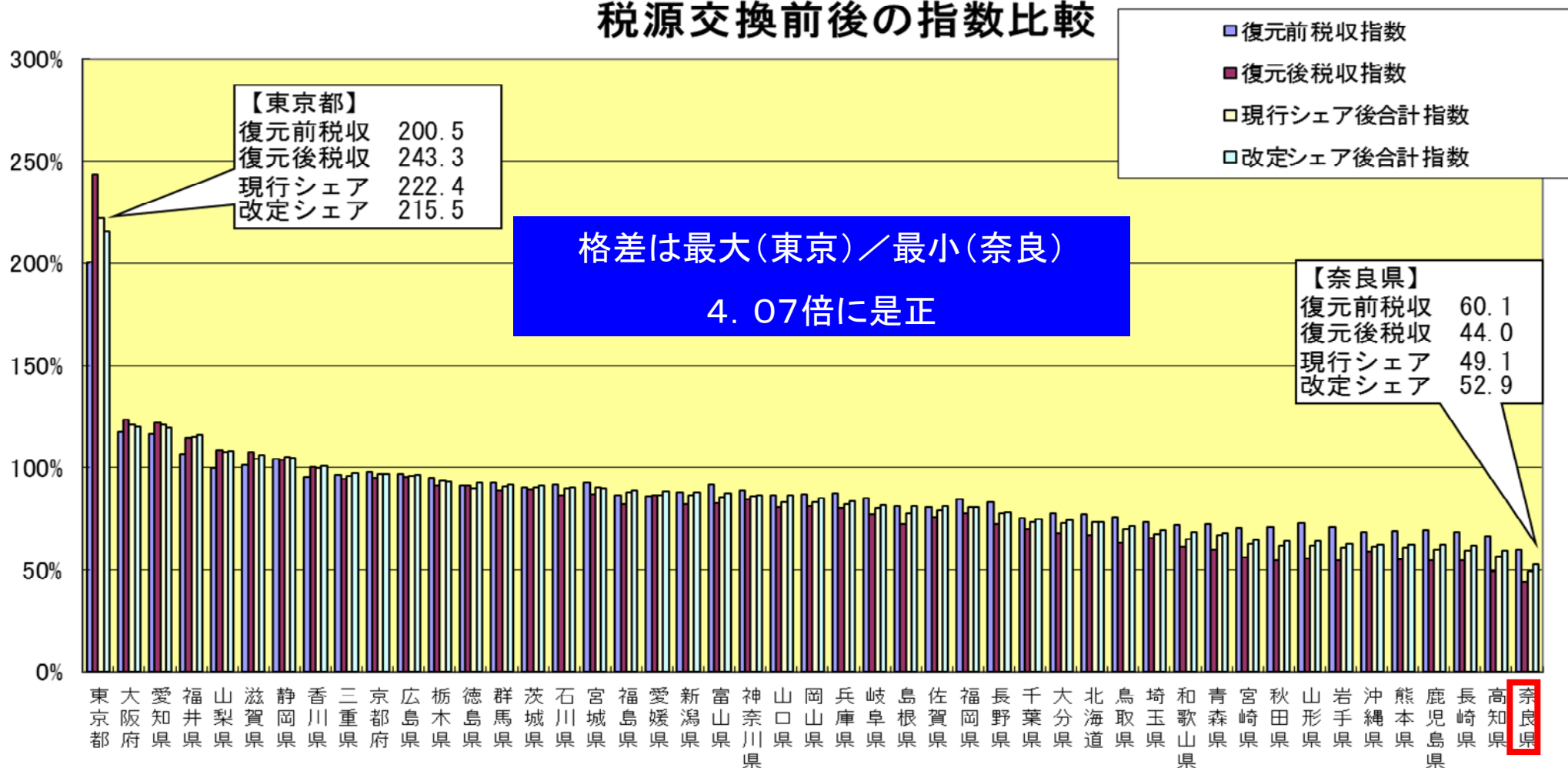
	H22決算法人 事業税+地方 法人特別譲与 税 A	復元後税収 B	交換する法人税 割 →地方消費税へ C	清算シェア	清算額 D	合計額 E (B-C+D)	税源交換によ る増減 (E-A)	Eの人口当た り指数 F	Fの最大・最小	格差
① 東京都	7,338	8,917	1,504	13.9048%	735	8,148	810	222.4%	最大 222.4%(東京) 最小 49.1%(奈良)	4.525
奈良県	245	179	24	0.8558%	45	200	▲ 45	49.1%		
② 東京都	7,338	8,917	1,504	9.1145%	482	7,895	557	215.5%	最大 215.5%(東京) 最小 52.9%(奈良)	4.073
奈良県	245	179	24	1.1445%	61	216	▲ 29	52.9%		

最大 243.3%(東京)
最小 44.0%(奈良)
格差 5.532

4 検討案② 消費税と地方法人関係税の税源交換 奈良県試算

- 税源交換後においても奈良県の税収は、全国最下位
- 現行シェア(現行地方消費税清算基準)後の指数の比較は、最大(東京)／最小(奈良)との差は、4.53
改定シェア(高齢者人口3／4、若年者人口1／4に応じた清算)後の指数の比較は、最大(東京)／最小(奈良)との差は、4.07

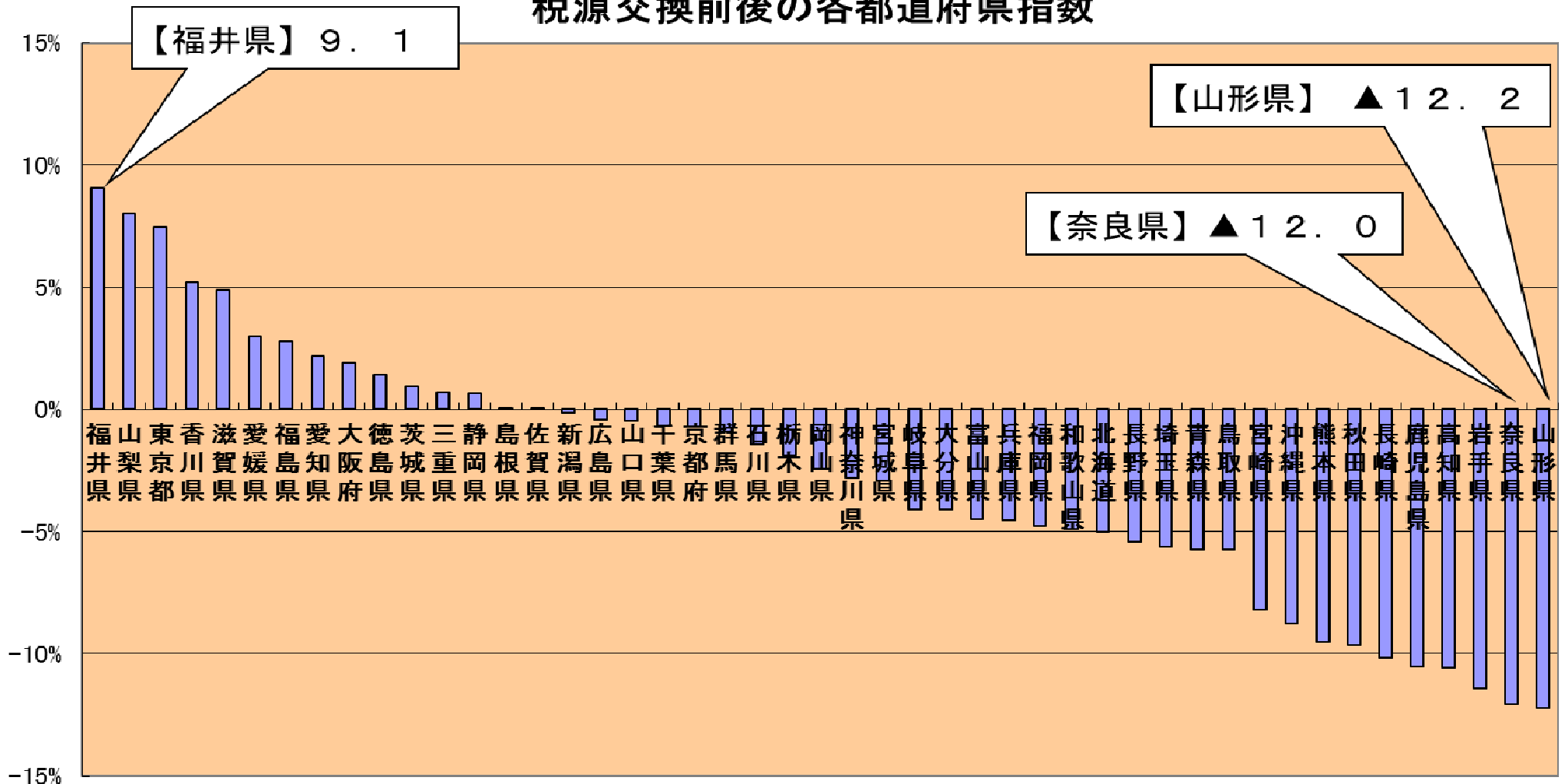
税源交換前後の指数比較



4 検討案② 消費税と地方法人関係税の税源交換 奈良県試算

○ 税源交換前(地方法人特別税制度)と税源交換後(パターン②)の税収を比較すると、福井県が9.1ポイント増で最大、奈良県は12.0ポイントの減で下位

税源交換前後の各都道府県指数

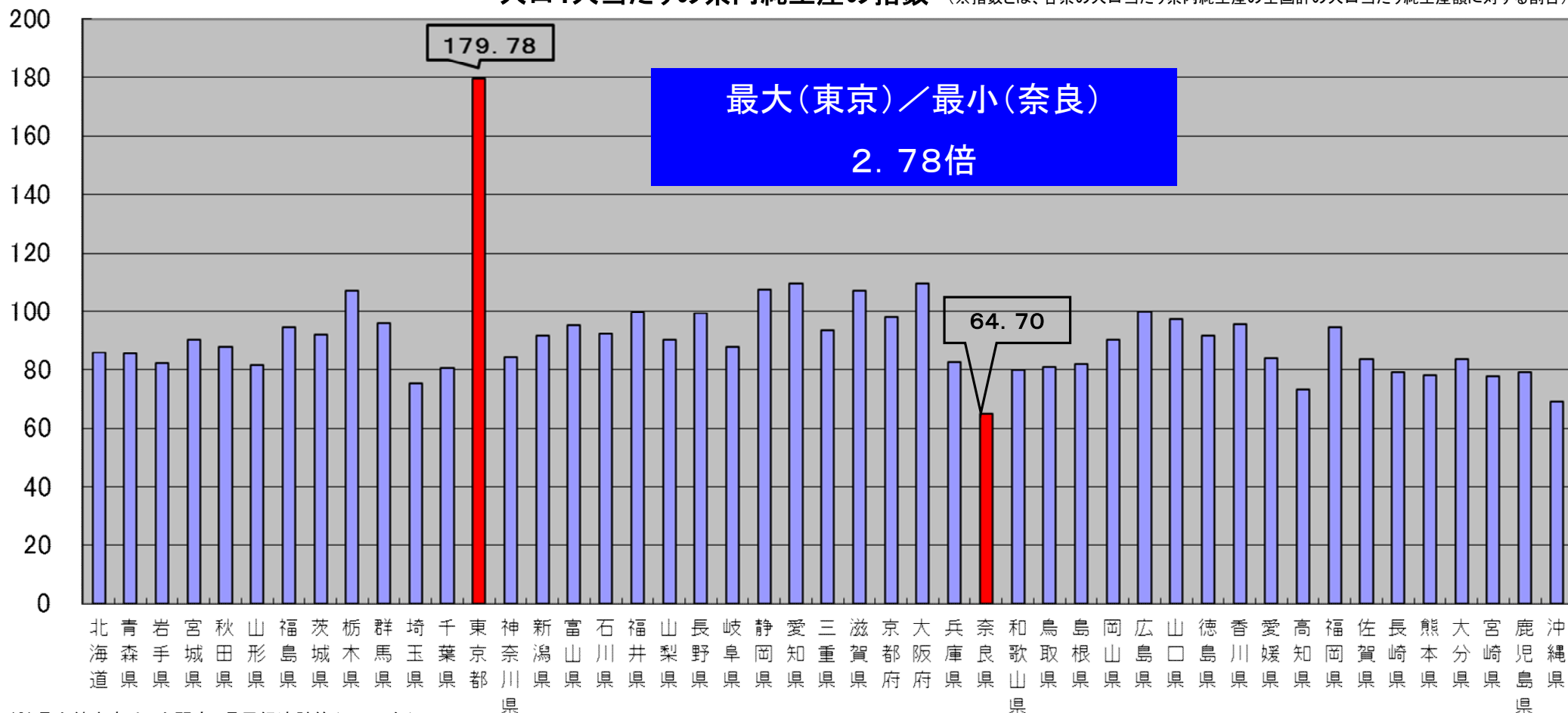


4 検討案③ 地方法人課税の外形課税化

- 地方法人課税の税収の変動への対応や応益性の強化という観点からは、外形標準課税の拡大の検討も有力な手段。(例)企業の生産額に応じた税制度の構築も格差是正には有効
- 但し、外形標準課税の拡大は地域間格差の是正の面で一定の効果は考えられるが、それほど大きくないのではないかと。また、所得の少ない法人にとって税負担が重くなることに理解が得にくい、という面も存在。

出典：H25.4.22 全国知事会資料より

人口1人当たりの県内純生産の指数 (※指数とは、各県の人口当たり県内純生産の全国計の人口当たり純生産額に対する割合)

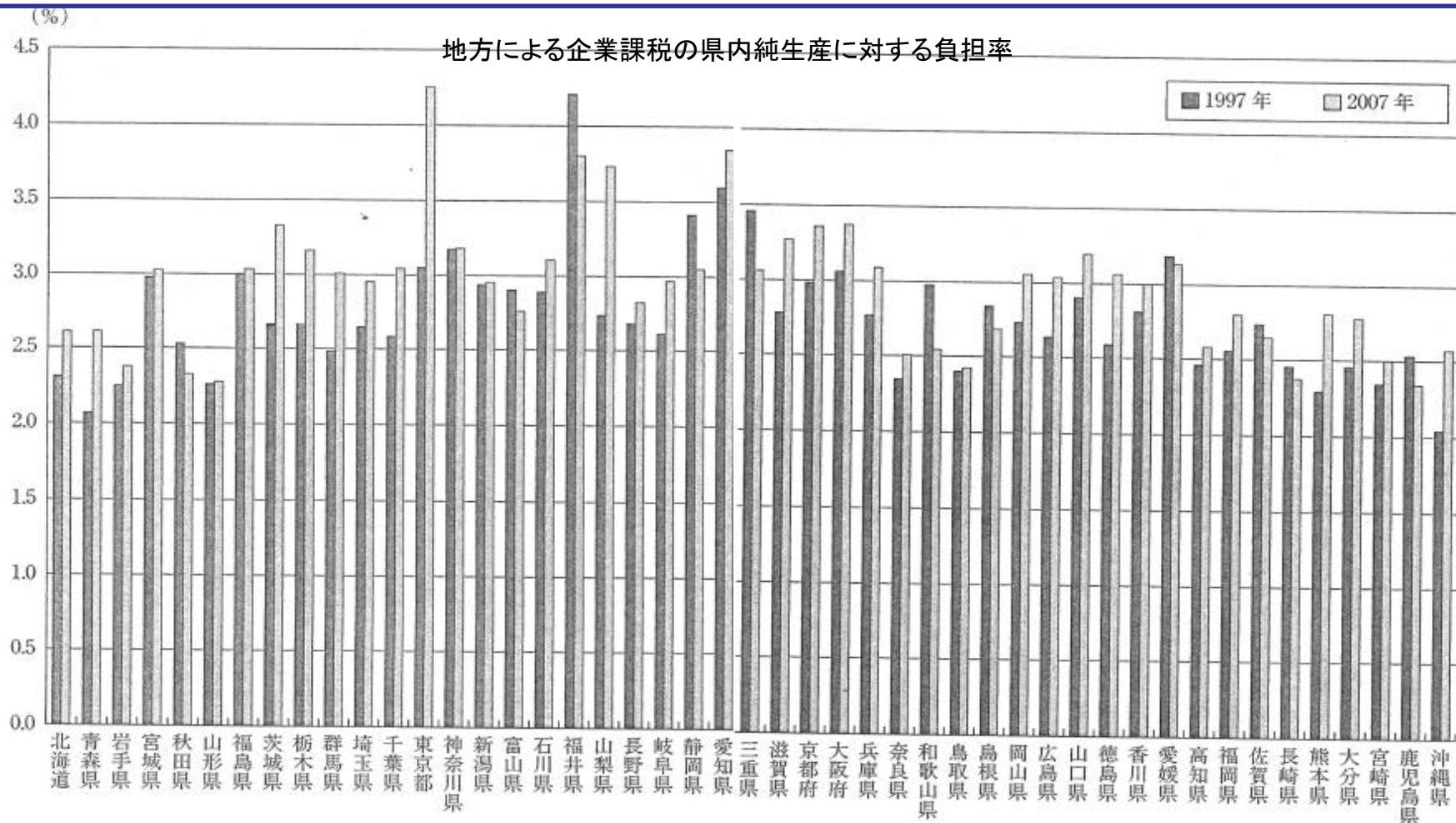


※県内純生産は、内閣府 県民経済計算(2009年)

人口は、国勢調査(2010年)

4 検討案③ 地方法人課税の外形課税化

地方による企業課税の税収は各地域の生産規模である県内純生産に対する比率で見て一定の水準が確保される仕組みが望ましい。



出典:「税と格差社会」(林宏昭 関西大学教授)

地方税目:法人住民税、法人事業税、固定資産税(償却資産に対するもの)、事業所税

備考:県内純生産は政府部門を除く

資料:「県民経済計算」、「地方財政統計年報」

『税と格差社会』(林宏昭先生著)を引用させていただきました。

5 今後のスケジュール

時期	税制の偏在(格差)是正		本県の自主的な税制	
	地方法人課税関係	地方消費税関係	課税自主権の活用(産業廃棄物税)	減免・課税免除関係の見直し(自動車2税)
国の動向等	(総務省) 地方法人課税のあり方等に関する検討会(H24.9.20、10.23、11.27、H25.1.17、2.11、4.11) (東京都) 法人事業税復元要求強化	(総務省) 経済センサス使い見直し中	H25. 4 他府県状況調査実施 取りまとめ中	H25.4 京都府見直し ・案の段階で心身障害者関係12団体を訪問し説明。 ・H24年12月の委員会で定例報告事項として提出。H25年2月の議会で改正。
5月	論点整理 ・地方法人特別税のあり方 ・地方法人課税の偏在性 ・所得課税の安定性	論点整理 ・社会保障 ・経済センサス ・統計関係	■前回ベースデータ整理 ・税込推移 ・課税方式 ・産業廃棄物動向 ・使途 ■他府県検討状況	■論点整理 ・税込分布 ・障害者等級比較 ■全国状況
6月	6/13 第2回 税制調査会			
6月議会	ご意見を踏まえて 論点整理・データ整理	ご意見を踏まえて 論点整理・データ整理		
7月	7/10 政府要望		◆業界意見踏まえて 論点整理	◆業界意見踏まえて 論点整理
8月			第3回 税制調査会	
9月	調査のうえ、さらに議論を深め、 論点整理・データ整理	調査のうえ、さらに議論を深め、 論点整理・データ整理	■業界意見集約、論点整理 ■とりまとめ(中間)	■業界意見集約、論点整理 ■とりまとめ(中間)
9月議会				
10月				
11月			第4回 税制調査会	
12月	12月議会 議会報告(中間)	議会報告(中間)	議会報告(中間)	議会報告(中間) ■条例改正(案)
			第5回 税制調査会	
1月			■とりまとめ(最終)	■とりまとめ(最終)
2月			■県としてとりまとめ ■研修会・セミナー 等で説明	■業界説明
2月議会	議会報告(中間)	議会報告(中間)	議会報告(最終)	議会報告(最終)
3月			第6回 税制調査会	

税源の偏在について(案)

第2回奈良県税制調査会

- 1 地方政府が求められる役割を適切に果たすためには、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税財源の充実が不可欠である。現状では、人口1人あたり税収は都道府県間で2.5倍の格差が認められる。

特に地方法人課税については、地方の基幹的税目でありながら、景気に左右されやすく、また最も地域間格差が大きい税目という問題を抱えている。

※今般の消費税法等の改正にあたって、「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する」ことが、速やかに必要な措置を講ずる事項として法律に盛り込まれた(第7条五口)ところ。

- 2 そこで、まず、今般の消費税率(地方消費税率)の引き上げ分については、社会保障4経費(年金、医療、介護、少子化対策)等に充てるものとされており、この社会保障目的税としての観点からは、引き上げ分については、高齢者人口等を清算基準とすべきである。

その際、地方消費税の負担は最終消費地に帰属すべきものであることから、人口を消費代替基準として位置づけるか、新たに「地方共同税」として構成することが適当である。

- 3 次に、今般の地方消費税率の引き上げについては、社会保障目的税としての性格を別としても、税源偏在の是正効果は不十分であることから、現状、税源偏在是正のための暫定的な措置として設けられている地方法人特別税等は維持されるべきである。

地方法人特別税等は地方税の充実を図るという地方分権の基本的考え方に逆行するということであれば、「2」における社会保障目的の地方消費税と同様「地方共同税」として位置づけることも考えられる。

- 4 将来的には、例えばさらなる消費税率引き上げの際に、安定性を欠き偏在性が高い現行の地方法人課税(地方法人特別税等を含む)については、地方消費税との税源交換を検討すべきである。

その際、地方消費税の清算基準については、地方においてどのような財政需要が発生しているかを勘案して見直すことが必要である。例えば、今後地方において社会保障に関する財政需要がより一層増嵩することを踏まえれば、税源交換された地方消費税については人口を清算基準とする、あるいは「地方共同税」とすべきである。